

○妊産婦タクシー利用料助成事業

支援内容	注意事項等
・ 妊産婦健康診査の受診 ・ 妊産婦健康診査以外の産科医療機関の外来受診（精密検査を含む。） ・ 悪阻、妊娠高血圧症候群等の疾病による入退院及び出産のための入退院 ・ 産前・産後サポート事業 ・ 産後ケア事業の利用	・ タクシー1回（片道）当たりの利用料の上限は5,000円です。 ・ タクシー利用の領収書の裏に、利用した区間を記入してください（例：自宅～●▲産婦人科）。 ・ 妊産婦健康診査以外の産科医療機関の外来受診の場合は、領収書等の受診がわかるものが必要となります。